

質 問 書 に 対 す る 回 答 書

令和3年5月20日

回答者 建設総務課長

質 問 受 付 日	令和3年5月14日	
番 号		
工 事 及 び 業 務 名	登米市道路照明灯LED化事業	
	質 問 事 項	回 答 事 項
1	本契約においてリース会社が受託し、又は請け負うことが建設業法に接触する可能性がある業務を含んでいる場合は、リース会社は工事会社とグループを組んでこれを受託し、当該工事会社を工事業務にあたらせるとともに、当該グループの代表としてリース会社が本契約を締結するという認識でよろしいでしょうか。	実際にリースを行う会社と本市が本契約を締結するという認識で間違いありません。
2	【募集提案要項】8頁-(キ)同種事業等の実績【様式第6号の1~3】について 同種事業および類似事業実績については「工事として発注された街路灯等のLED化業務も含まれる」という認識で宜しいでしょうか。	工事として発注されたLED化事業も含めて構いません。
3	【提案募集要項】「6.応募要件」(3)応募者の資格 ⑨について 「本担当役割が複数となった場合、全ての構成員が・・・電気登録されている事業者」とありますが、本担当役割とは、施工役割を指すとの認識で宜しいでしょうか。	施行役割を担う事業者で間違いありません。
4	【基本仕様書】「第二章 事業概要」(第13条 事業の範囲及び対象)について 「a.調査灯数=1,522灯」とありますが、資料提供申請書の提出で頂きました「b. 配布資料(ア)道路照明灯契約及び料金一覧表」での“灯数”が合致していませんが、bでの“灯数”調査を行うものとして宜しいでしょうか。	基本仕様書 第二章 第12条の事業概要のとおり、道路照明灯の調査業務において、当課から提供する資料を基に道路照明灯の現地調査を行っていただきますが、その中に実際の灯数調査も含まれます。また、LED化した実績数量に基づき変更契約を行わせていただきます。
5	【基本仕様書】「第三章 道路照明灯調査業務」(第15条 業務内容) 3. 現地調査及び地図情報の作成 (3) 地図情報及び管理台帳の作成について 「既存GISと容易に連携できること」とありますが、連携とは管理台帳(Excel形式)が既存GISで取り込めるようなレイアウトで作成されている認識でよろしいでしょうか。また、既存GISの定義書を開示いただくことは可能でしょうか。(取り込みレイアウトを作成するにあたって必要となります。)	既存GISとの連携については概ねその認識で問題ありません。また、既存のGISについては優先交渉権者決定後に、本市の担当課と調整の上での開示とさせていただきますのでご了承願います。
6	【基本仕様書】「第六章 賃貸借及び維持管理」(第23条 賃貸借契約終了後の対応)について 「無償で譲渡するものとする」とありますが、固定資産税は免除される認識で宜しいでしょうか。	本事業は所有権移転型リース契約となり、最終的な所有者は本市になることから、リース事業者による固定資産税の負担はないものと考えております。

7	事前に契約書案を頂くことは可能でしょうか。	契約書については、決定業者との協議の上作成するものになりますので、契約書案の配布はできません。
8	自動点滅器につきまして、更新対象でしょうか？対象の場合、東北電力様からの機種指定もしくは支給品があるのでしょうか？	自動点滅器についてもリース及び更新対象となります。なお、機種指定・支給等は特にありませんので照明器具に対応する点滅器へ交換していただくことになります。
9	本事業の対象照明灯の約半数の設置場所が不明でございます。 東北電力契約者情報を元に現地調査を行います。その際に何を根拠に該当設備であると判断するのでしょうか？その判断材料をご教授願います。	基本的には調査箇所の電柱情報及び契約容量を照合いただき、判断することとなります。その上で不明な場合当課と協議し決定することとします。
10	グループでの応募の場合、施工役割を担う企業は参加しているグループが優先交渉権を獲得できなかった場合、他方優先交渉権を獲得したグループの施工役割を担う企業の下請けとして参加することは可能でしょうか？	施工役割を担うものとしての参加は認められませんが、下請けによる参加については宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱の規定に基づき、参加を認めることとします。